

燕市農業支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 1 月 25 日制定

令和 7 年 1 月 28 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燕市農業再生協議会が補助対象者に対し、予算の範囲内において燕市農業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に住所を有していること。

イ 農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)を所有し、又は借り受けていること。

ウ 現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとする者であること。

(2) 農業法人 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、市内に事業所を有し、かつ、市内で主に営農活動を行う者をいう。

(3) 農業者等が組織する団体 次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 3戸以上の農業者で構成されていること。

イ 組織の過半数が農業者で構成されていること。

ウ 代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が認定農業者であること。

エ 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも当てはまる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに当てはまる者

(2) 水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策に係る作付確認依頼書を提出している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者としなない。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団

員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(3) その他協議会長が不相当と認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)及び要件は、別に定める。

(取組承認の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「取組申請者」という。)は、燕市農業支援事業取組承認申請書(様式第1号)を協議会長に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第6条 協議会長は、前条の取組承認申請があった場合、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、取組申請者に対し当該結果を燕市農業支援事業取組承認結果通知書(様式第2号)に記載し、通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条に掲げる通知書により当該事業の承認を受けた者(以下、「交付申請者」という。)は、燕市農業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)を協議会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 協議会長は前条に基づく申請があったときは、燕市農業支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第9条 第6条により事業の取組の承認を受けた者又は前条により交付の決定を受けた者が当該申請に係る申請事項の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに燕市農業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により協議会長に届け出なければならない。

2 協議会長は、前項に基づく申請の承認をしたときは、燕市農業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、速やか当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第8条に掲げる交付の通知を受けた者は、第7条に掲げる書類の提出をもって実績報告とする。

(補助金の額の確定)

第11条 協議会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査等により請求内容が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、燕市農業支援補助金確定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。ただし、協議会長が認めるものについては、第8条の規定による交付決定通知書をもって確定の通知に代えることができる。

(交付の請求)

第 12 条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、燕市農業支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を協議会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第 13 条 協議会長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき
- （2） 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （3） 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- （4） その他協議会長が指示した事項に違反したとき

（補助金の返還）

第 14 条 協議会長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還請求は、燕市農業支援事業補助金返還通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知して行う。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。

別紙(第4条関係)

燕市農業支援事業補助金交付基準 ※＝必要書類

対象事業	要件等	補助金の額
転作作物栽培支援補助金 (重点作物助成)	販売を目的に栽培する大豆・麦の作付面積に対して補助 ※出荷契約書、販売が確認できる書類等	10,000 円以内 /10a
転作作物栽培支援補助金 (大豆品質加算)	大豆の農産物検査の結果、品質に対して補助 ※出荷契約書、検査結果が確認できる書類等	1 等:30 円以内/kg 2 等:20 円以内/kg 3 等:10 円以内/kg
転作作物栽培支援補助金 (大豆収量加算)	大豆の収量が基準単収を超えた分に対して補助 ※出荷契約書、収量が確認できる書類等	10 円以内/kg
直播栽培推進補助金	直播栽培技術で作付された水稻の令和4年度からの増加面積に対して補助 ※直播栽培の面積が確認できる書類等	5,000 円以内/10a
環境保全型農業取組支援補助金	エコファーマーが栽培する有機 JAS 認証米及び新潟県特別栽培農産物認証米の取組面積に対して補助 ※エコファーマーであることが確認できる書類、有機 JAS 認証米及び新潟県特別栽培農産物認証が確認できる書類	3,000 円以内/10a
輸出用米等栽培促進補助金	輸出及び米粉の用途で作付された水稻の取組面積に対して補助 ※新規需要米生産集出荷数量一覧表	10,000 円以内 /10a
園芸作物産地化推進事業補助金	販売を目的に 3a 以上栽培するたまねぎ及びえだまめの作付面積に対して補助 ※出荷が確認できる書類	30,000 円以内 /10a
水田収益力強化ビジョン 推進作物補助金	販売を目的に栽培する対象作物の作付面積に対して補助 【対象作物】水田収益力強化ビジョンに位置付けられた作物 ※出荷が確認できる書類等	15,000 円以内 /10a

※1 転作作物栽培支援補助金、園芸作物産地化推進事業補助金、水田収益力強化ビジョン推進作物補助金については、国の経営所得安定対策における交付対象水田の要件を引用する。

※2 この基準の他、燕市農業再生協議会で対象と認めるもの。

※3 補助金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。